

工場立地法の効果

1. 特定工場数

工場立地法に基づき届出を行っている特定工場(製造業、電気供給業(水力、地熱発電を除く)、ガス供給業、熱供給業に係る工場・事業所のうち、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の工場・事業所)は、全国で約2.6万工場(平成20年末)あり、国内工場(約2.6万事業所[平成20年工業統計調査(従業員4人以上)])に占める割合は約10%である。

2. 工場立地法の効果

工場における緑地・環境施設面積の増加

工場立地法を施行した結果、工場における緑地の重要性の認識が高まるとともに、昭和48年において5.8%であった緑地面積率が、平成20年末においては15.8%と大幅な増加を達成している。また、環境施設面積率(緑地含む)を見ても、昭和48年においては9.9%であったものが、平成20年末には19.5%と倍増している(参考1)。こうしたことから、本法が工場と周辺環境との調和に果たした役割は大きいといえる。

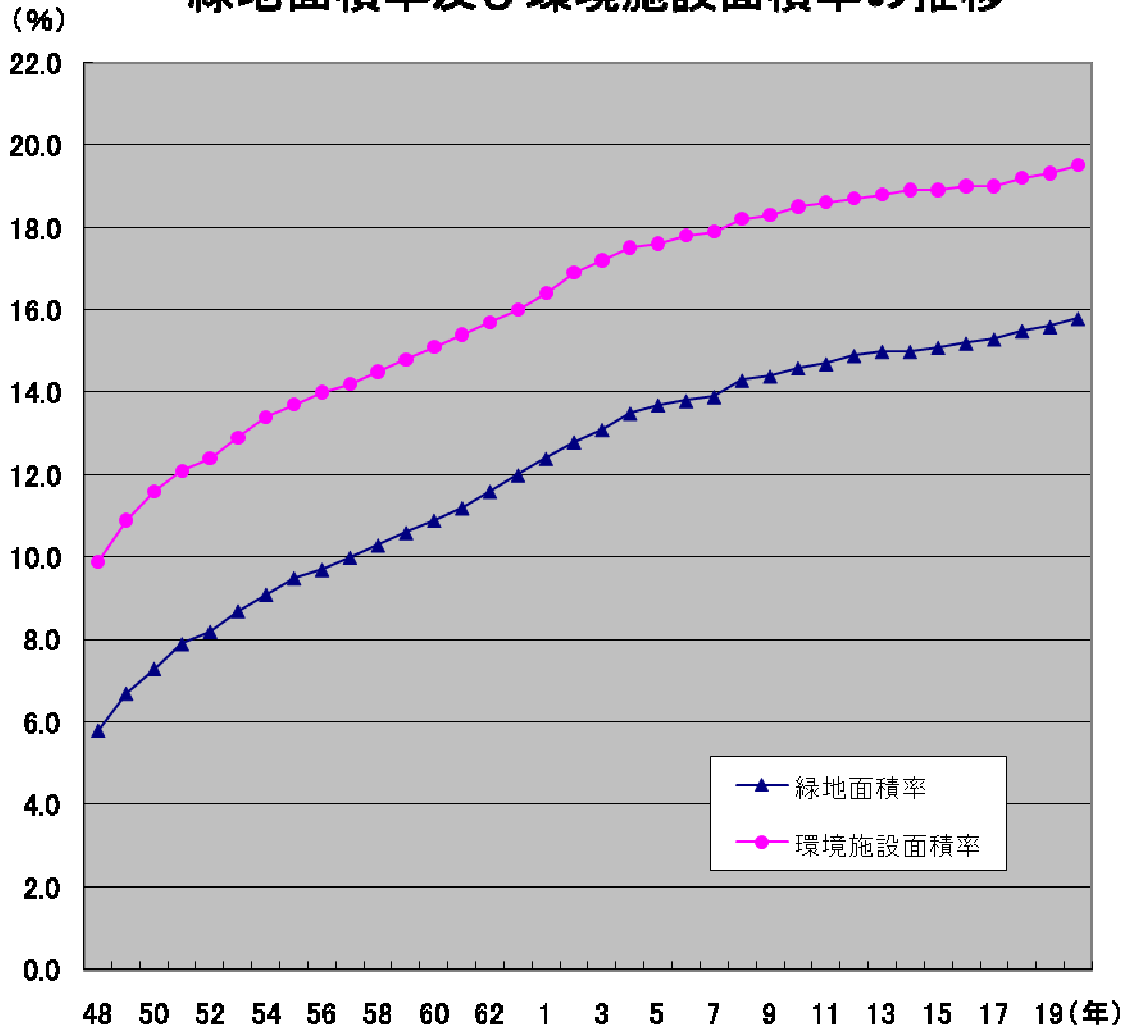
製造業関連の公害苦情件数の減少

工場と周辺環境との調和の面からみれば、昭和48年度当時、公害苦情受付件数は86,777件、そのうち製造業(生産工場)を発生源とする苦情の割合が約43.2%であったのに対し、平成20年度には公害苦情受付件数(86,236件)に占める製造業関連の苦情割合は約10.8%(参考2)と低くなっている。こうした成果は、環境規制法令等の制度整備や、工場立地法の制定による効果であるといえる。

公害苦情受付件数とは、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の件数を集計したもの。(総務省 公害等調整委員会「平成20年度公害苦情調査」)

(参考 1)

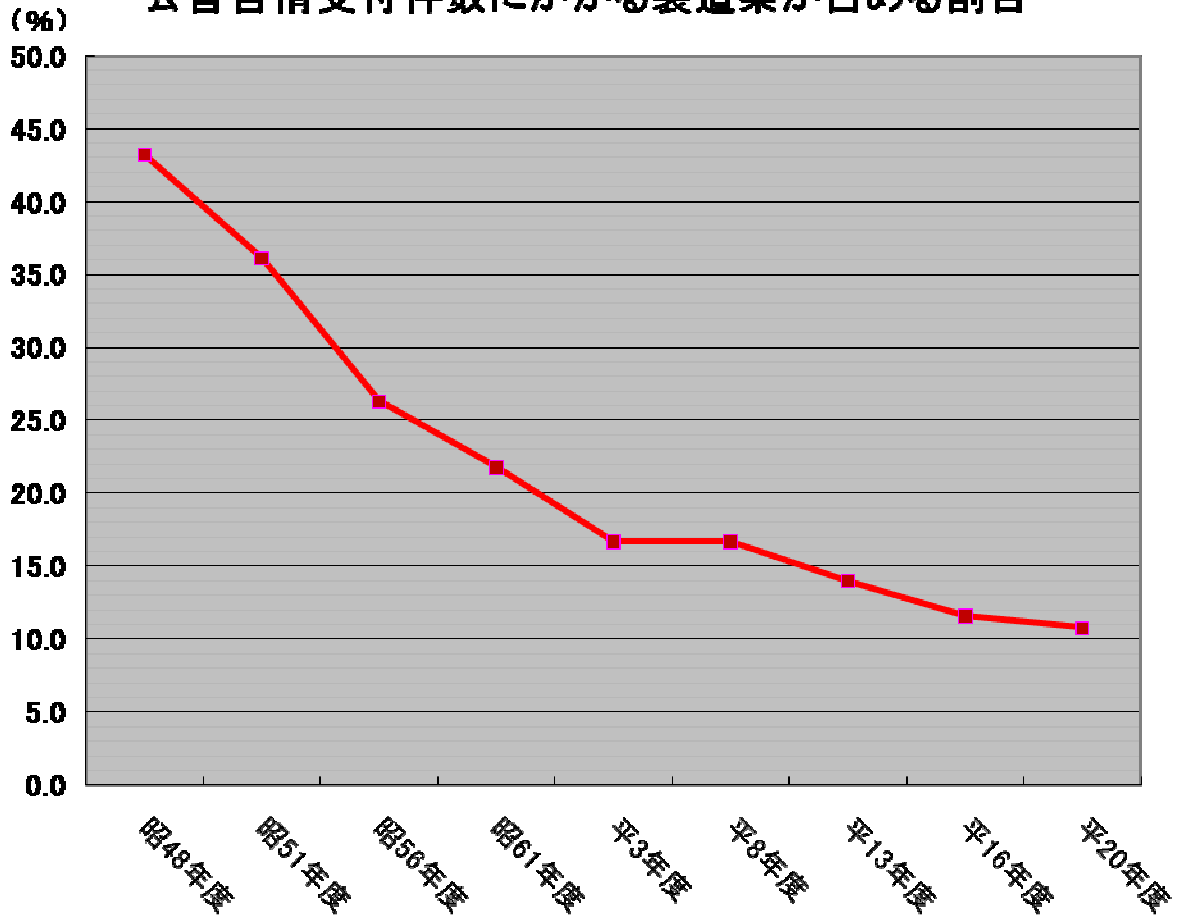
緑地面積率及び環境施設面積率の推移



	昭和48年	平成元年	平成9年	平成15年	平成20年
緑地面積率	5.8%	12.4%	14.4%	15.1%	15.8%
環境施設面積率	9.9%	16.4%	18.3%	18.9%	19.5%

(参考 2)

公害苦情受付件数にかかる製造業が占める割合



年度	昭和48	昭和51	昭和56	昭和61	平成3	平成8	平成13	平成16	平成20
公害苦情受付件数に製造業が占める割合 (%)	43.2	36.1	26.3	21.8	16.7	16.7	14.0	11.6	10.8